

市民参加推進員の募集

市民参加推進員制度は、市民参加推進員に登録いただいた市民のみならず、市から送付される市民参加に関する情報に基づき、自ら積極的に市民参加に努めていただくとともに、多くの市民のみならず、市民参加の働きかけを行っていただくという、市民のみならずのネットワークを活用した制度です。

興味のあるものについて気軽に参加できる制度です。で、多くの市民のみならずの登録をお待ちしています。

推進員の役割 市から送付された市民参加に関する情報をもとに、登録者も自ら興味のあるものに参加していただきます。

情報提供の内容 附属機関の委員募集のお知らせ、市民意見提出制度（パブリック・コメント）による意見募集のお知らせ、市民説明会・ワークショップ等の開催のお知らせ、アンケート協力の依頼など市民参加に関する情報

情報提供の方法 原則的に月に1回程度、登録いただいたEメールアドレスに情報をまとめて送信

※Eメールアドレスをお持ち

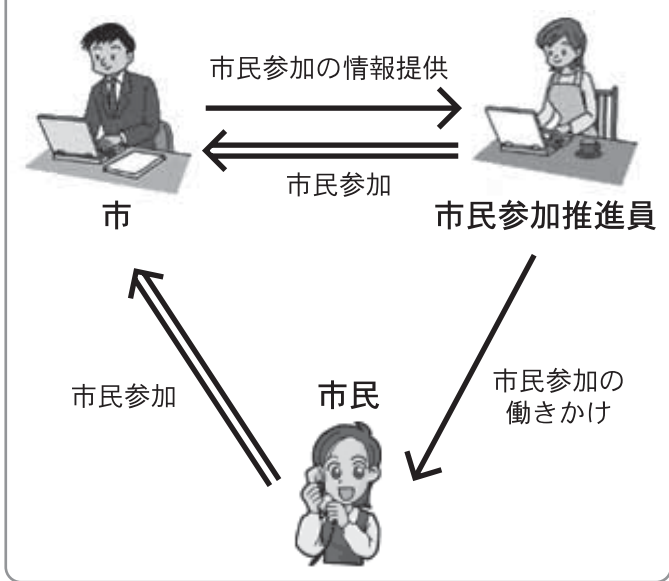
でない市民参加推進員のみならずには、FAX、郵送等で送付します。

登録資格 13歳以上の市内に居住し、通勤し、または通学する方

登録期間 登録した日から1年を経過する日の属する年度の末日まで

登録方法 登録は随時受け付けをしておりますので、「市民参加推進員登録事項届出書」（市役所3階自治振興課、各総合支所市民税務課、市民参加コーナーにあります。）に必要事項を記入の上、郵送ま

市民参加推進員制度のイメージ



たは持参、FAX、Eメールで、自治振興課自治振興係（〒346-8501 所在地記入不要 FAX22・3319/Eメールアドレス jionshiko@city.kijyo.jp）へ。
その他 登録いただいたEメールアドレスを含む個人情報、市民参加推進員制度の運営の目的以外の利用および第三者への提供は行いません。
問合せ 自治振興課自治振興係（内線2623）



えせ同和行為とは

えせ同和行為とは、個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書の購入強要」、や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となつていきます。これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

同和問題とは

同和問題とは、日本の歴史の中で生み出された差別がいまだに残り、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれたい」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、憲法が保障する基本的人権が侵害されるといふ、日本固有の重大な人権問題です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協はしないことが大切です。

その場しのぎの安易な妥協は相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることとなります。

本市を含む県東部で構成する埼玉県市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。

その一環として、年度初めの4月を「埼玉県えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなつている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

問合せ 人権推進課人権推進係（内線2321）